

ごみの野焼きはやめましょう

「近所で草木を燃やして煙たい」「煙が入ってくるので窓を開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」などの多数の苦情が市へ寄せられています。野焼きは例外を除き法律で禁止されています。やむを得ず、下記の例外行為を行う場合でも、周辺住民の迷惑や生活に支障をきたすものは指導の対象となりますので、ご配慮をお願いします。

【罰則】 廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）、又はこれを併科

※野外焼却だけで、全国で、年間数千件の検挙実績があります。

野焼き禁止の例外

次に掲げる一部行為は、法律上、例外として許容されています。ただ、例外とされるものであっても、むやみに燃やしてよいというわけではありません。よく乾燥させることや、風向き・燃やす量・時間帯に注意し、必要最小限の範囲で実施することが必要です。

- ① 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行われるもの（例：あぜ草や下枝の焼却など）
- ② 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うもの（例：しめ縄の焼却）
- ③ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの（例：火災予防訓練）
- ④ 国等公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの（例：河川敷の草焼き）
- ⑤ たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの（例：落ち葉たき・キャンプファイヤー）

※紙やビニール袋などの日常生活により排出されるごみの焼却は、軽微なものとは認められません。

※農地で野焼きを行う場合は、事前の届出が必要です！

農地での野焼きなど上記の例外行為を行う場合は、事前に消防組合と市役所への届出が必要となります。実施する前に下記の連絡先まで、実施場所や日時などを連絡してください。

伊達地方消防組合 024-575-4101

伊達市役所 生活環境課 024-575-1228